

平成30年度 市民の声一覧(平成30年4月分～9月分)

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要 (公表用)	回答(対応)内容の概要 (公表用)	担当課
6月	子ども・教育	保育料の返還について	子どもが保育に通っているが、平成27年の収入について年末調整で控除が抜かっていたため、2月に確定申告をした。平成28年の保育料について、遡って返還してほしいと思い、担当課に連絡したが、担当課からは、過年度分については返還しないとの説明を受けた。 保育料の返還については、市町村によって対応が異なるとのことだが、ぜひ返還をしてもらいたい。 また、市のホームページにも保育料の返還をしない旨掲載されていないが、掲載すべきではないか。	修正申告を行ったことに伴う保育料の改定や返還につきましては、「高知市保育料階層区分認定基準」に基づき、適用の可否を決定しています。 当該基準において、階層認定を行った当初の課税状況に変更があった場合は、現年度において変更が必要と認められる月から適用することを規定しており、これに基づき、本市保育料の改定を行っていることから、今回の申出の内容につきましては適用対象外となります。 この取扱いに関しましては、各自治体により規定することができることとなっており、中核市においては概ね7割の自治体が過年度遡及の返還を実施していない状況です。 これらの状況からも、何卒ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。 また、本市ホームページに関しましては、ご指摘のとおり、その詳細を掲載できておりません。貴重なご意見として賜り、市民の皆様にとって分かりやすい行政を目指しつつ、掲載について検討してまいりたいと考えております。	保育幼稚園課
6月	子ども・教育	ホームページへの記事掲載について	自治体ホームページ中の離婚に係るページに、面会交流・養育費に関する説明を掲載するよう要望します。 <理由> 3組に1組が離婚する時代となり、単独親権の我が国の子どもたちは、両親の離婚と共に別居親に会えなくなる子供が急増しています。子どもにとって、自分を愛してくれる父(母)を突然奪われることは、子供の発育に大きな影響を及ぼすのみならず、同居親にもしものことがあった場合(虐待からの避難を除く。)、孤児となる可能性もあることから、別居親との交流を図るのはとても大切です。 また、面会交流は民法第766条にも定められた子の権利であり、同居親の都合により侵害されてはなりません。しかし、厚生労働省の資料によると実施しているのは約30%です。そのため同居親にとっての義務であることを広く知ってもらうため下記の記事の掲載をお願いします。 面会交流は、虐待を受けている子供が家庭外の人にSOSを出せる重要な機会にもなります。 <掲載記事> 面会交流とは、お父さんやお母さんと離れて暮らしている子どもと、そのお父さんやお母さんとが定期的に、継続的に交流することをいいます。両親の離婚を乗り越え、子どもが健やかに成長していけるよう、離婚をするときに、子どもの利益を最も優先して面会交流の方法や時期、回数などをあらかじめ取り決めましょう。 面会交流の取決めは、書面に残しておくようにしましょう。また、父母で話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。子どもの養育に関する合意書について 法務省では、養育費と面会交流の取り決め方や、その実現方法について分かりやすく説明したパンフレットを作成しています。 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」(法務省) <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html">http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html</a>	いただきましたご意見を参考に、面会交流・養育費に関する記事を、平成30年8月8日付けでホームページに掲載いたしました。  ・ひとり親家庭等への支援についてーひとり親家庭相談→養育費・面会交流 ( <a href="http://cms.city.kochi.kochi.jp/soshiki/33/hitori3.html">http://cms.city.kochi.kochi.jp/soshiki/33/hitori3.html</a> )	子育て給付課
8月	子ども・教育	小学校のプール事故について	学識経験者で検討委員会を作って検討していると思いますが、プール監視の経験者はその中に入っているでしょうか。 私の経験から言えば、〇〇小学校では6～8名位で監視しましたが、その中で水着を着ているのは私1人で、他の監視人は服を着て監視しておりました。保護者は四隅にいましたがパラソルの下で自分の子を見ており、他人の子はほとんど見ていませんでした。 雇われている監視人は4人いましたが、1人は休んでおり、ほぼ3名体制でした。事故はありませんでしたが、毎回130名近く泳ぎに来ますが、溺れかけている子を助けるのは私だけで、毎年2名位助けて注意していました。 本年度から監視を辞めましたが(本年度は〇〇小学校は休止しています。)、監視人について抜本的に改革をしなければ、同じことが起こると思います。 暑い中1,000円もない監視代で事故責任まで負わされたら誰も監視しなくなると思われます。対処願います。	現時点で検討委員会は開かれておりません。本市では、事故再発防止に向けた検討を進めるに当たり、8月中旬に高知市教育委員会と高知市PTA連合会との間で夏季休業中のプール開放のあり方について協議しました。 そこでは、プール開放の意義や必要性について各学校の保護者に意見を聞く必要があるという意見が出ました。また、プール開放を実施するに当たり、各学校のPTAがプール開放に係るマニュアルを作成すること、監視員の研修や専門的スキルを有する監視員の配置といったプール監視への条件などの協議を行いました。 これを受け、本市では、プール監視体制に係る要件整備や監視員雇用の予算化も含めた検討を進めてまいりたいと考えます。併せまして、今後も継続してPTAとの協議を行い、事故再発防止に向けた取組を進めてまいります。	学校教育課
8月	子ども・教育	移住と保育園についての要望	来年の3月に高知市へ移住し、4月から新しく仕事を始めるつもりです(現在就活中です)。子供を4月から保育園に入園させたいので、今年の12月に申込みをする予定です。 我が家の条件ですと、夫婦とも仕事決まっていますが、就労状況が就労内定ということになり、入所承諾基準に基づく指数が低くなってしまいます。 高知市でも待機児童問題があるようですので、無事に保育園が決まって新しい仕事が始められるか、とても不安を感じています。 保育園を新設して待機児童を無くしたり、移住者に対する調整指数を設けるなど、移住者が安心して新生活をスタートできるようになってほしいです。 保育園の申込みが始まるまであと数か月しかありませんが、どうぞご検討ください。よろしくお願い致します。	本市の待機児童の状況につきましては、平成30年4月1日現在で43人ですが、保育所の定員9,259人に対し入所児童数8,774人と、485人分の定員に余裕があります。このことは、保育ニーズの地域的偏在による需給のミスマッチが発生していること、1歳児を中心に低年齢児に偏っていることなどが要因であると考えております。 本市の待機児童対策としましては、認可施設の定員を拡大し、受入枠の増加を図るとともに、保育士の処遇改善の実施による保育士人材の確保をするなどのこれまでの取組に加え、本年度は、低年齢児の保育ニーズと保育ニーズの地域的偏在に対し、待機児童が多い地区において小規模保育事業の公募を実施し、待機児童の解消を進めているところでございます。 ご要望をいただきました移住者に対する調整指数につきましては、本市の入所承諾基準にはありませんが、利用調整におきましては、各園の定員の空き情報の情報提供などにより円滑な入所事務の執行に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。	保育幼稚園課